

2007年収支

(単位:億米ドル)

歳入	
社会保障税(保険料)	6,561
その他	1,288
計	7,849
歳出	
給付費	5,849
うちOASI	4,891
うちDI	959
その他の歳出	96
計	5,945
年末積立金額	22,385

(資料)SSA Fact Sheetおよび社会保障信託基金理事会財政報告書

21

2008年OASDI信託基金理事会財政報告書

22

2008年財政報告書の概要(1)

- 短期推計(2008—2017)
 - 10年間は十分な財源を確保することができる見通し
 - 積立比率:362%(2008年初)→403%(2017年初)
- 長期推計(2008—2082)
 - 2017年に歳出が社会保障税(保険料)収入を上回る
 - 2041年に積立金が枯渇
 - 積立金枯渇後も同率の社会保障税(保険料)率で運営するとすれば給付を2041年には22%、2082年には25%削減しなければならない

(注)中位推計による見通しである

23

2008年財政報告書の概要(2)

- これからの75年間では財政は均衡していない
 - 保険料率換算で1.70%不足

(注)永久均衡方式による不足保険料率は3.2%

- 給付を2008年初から直ちに11.5%削減すれば75年間は均衡
- 総合費用率の見通し:11.20%(2008年)→17.50%(2082年)

24

2008年財政報告書の概要(3)

● 長期推計における主な前提

基礎率	中位推計	低コストケース	高コストケース
合計特殊出生率	2.0	2.3	1.7
2032-2082における死亡率改善率(年率)	0.73	0.32	1.21
2008-2082における国際人口移動 (入国超過数)の平均(千件)	1,070	1,375	790
生産性上昇率	1.7	2.0	1.4
賃金上昇率	3.9	3.4	4.4
消費者物価上昇率	2.8	1.8	3.8
実質賃金上昇率	1.1	1.6	0.6
失業率	5.5	4.5	6.5
積立金の実質運用利回り	2.9	3.6	2.1

25

2008年財政報告書の概要(4)

- 確率過程を取り入れた将来推計も参考として行っている
- 積立比率の見通しを比べると、中位推計は確率過程を取り入れた推計分布の平均的なところに位置しているが、低コストケースも高コストケースも両端の2.5%ゾーン(2 σ)に位置している

26

財政報告の経済前提の決定過程

- OASDI信託理事会が決定
- 4年に一度Technical Panelが社会保障諮問理事会により任命され、決定方法を見直し、意見を述べた報告書を作成する
- 2007年Technical Panel報告書
 - －確率過程を取り入れた将来推計やマイクロシミュレーションのような最新技術の開発をさらに推し進めるべし
 - －より多くの移民があるという前提、平均余命はより大幅に改善するという前提を置くべし

27

OASDIの財政状況の問題点

- 財政不均衡を早期に解決しなければならない
 - －OASDIは受給者、被保険者とその家族に無くてはならない存在
 - －深い理解に基づいた議論、創造的な思考と早期の法制化により、議会と大統領は社会保障制度が将来世代も保護し続けることを保証できる(2008年社会保障信託基金理事会財政報告書から)

28



制度改革議論

29



制度改革議論

- 1994－96社会保障諮問委員会報告
- Moynihan提案
- 社会保障強化大統領委員会報告
- Bushの年金改革案
- 財務省の論点整理メモ

30

社会保障諮問委員会報告(1)

- 1996年報告書
- 社会保障諮問委員会は1994年改正法により社会保障諮問理事会に改組される
 - －1996年報告書は旧委員会の最後の報告書
- 問題意識
 - －財政の均衡を回復することが望ましい
 - －時間の経過することだけで再び財政不均衡が生じることは好ましくない
 - －損得論にも配慮が必要
 - －人々の制度への信頼を取り戻すべき

31

社会保障諮問委員会報告(2)

- 委員共通の認識
 - －保険料率の引き上げは政治的に支持が得られない
 - －世代間の公平性に配慮することは、若年世代における内部収益率の向上を招き、制度の信頼回復に資する
 - －現行どおり、スライド制の維持、資産調査なし、一般会計からの財源投入なし、を維持することが好ましい
 - －皆年金を目指す
 - －支給開始年齢の引き上げを早める

32

社会保障諮問委員会報告(3)

● 三案の併記

一 現行給付維持案

- ・年金給付への課税強化→この税収は社会保障信託基金に還元される
- ・新規採用の州公務員、地方自治体公務員をOASDIの適用とする
- ・AIMEの計算で35年平均を40年平均とする
- ・2045年に少しだけ保険料を引き上げる
- ・OASDI信託基金の積立金の一部の株式投資を認める

一 個人勘定の上乗せ案

- ・上乗せの個人勘定を作り強制加入とする(運用は政府が行い、個人には複数の選択肢を設ける)
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・中高所得層の給付の増加の抑制
- ・AIMEの対象期間の延長、給付への課税強化、地方公務員への適用拡大は現行給付維持案と同じ

一 個人勘定方式への移行案

- ・免除保険料率5%の大きさでの個人勘定による代行(個人勘定は民間の運用商品により運用)
- ・経費は増税、国債発行により賄う
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・在職老齢年金の給付調整を廃止

33

Moynihan提案

- 急進的リベラル派には批判的な民主党議員、1983年改正で活躍
- 毎年1%のスライド削減
- OASDI給付に対する課税強化
 - 一 企業年金並みにする
 - 一 その税収は社会保障信託基金に還元される
- 適用除外になっている州政府職員等への適用
- 給付算定基礎期間を38年に拡大
- 支給開始年齢の70への引き上げ
- 在老の廃止
- 収入上限の引き上げ
- 当面2%ポイント保険料率を引き下げるが、将来の保険料拠出計画も法定する
- 2%の掛け金率による個人勘定を上乗せする(税制優遇、任意加入)

34

社会保障強化大統領委員会報告(1)

- Moynihanもメンバー、途中で亡くなる
 - －超党派的委員会
 - －しかし個人勘定創設の意見の持ち主のみが選ばれたと批判されている
- 三つの案を報告
 - －共通点は、希望者に対し個人勘定による社会保障給付の一部の代行（個人勘定には最低保証はない）を認めること(社会保障諮問委員会の個人勘定方式への移行案に一番近い)
 - －(第1案)免除保険料率2%による代行
 - －(第2案)PIA算定の際のベンドポイントのスライドを物価スライドで行い、免除保険料率4%による代行
 - －(第3案)死亡率改善分を給付スライドに反映させ、2.5%の免除保険料率による代行

35

社会保障強化大統領委員会報告(2)

- OACTによりそれぞれの案に対する財政見通し
が作られている

改正案	不足保険料率	支出が保険料収入を上回る最初の年	支出が保険料収入の範囲に再度収まる最初の年	積立金が枯渇する年
現行法(2001年財政報告書)	△1.86%	2016	NA	2038
第一案(国庫補助なし)				
・67%が個人勘定を選択	△2.18%	2012	NA	2030
・100%が個人勘定を選択	△2.34%	2009	NA	2026
第一案(免Pの半分を国庫補助)				
・67%が個人勘定を選択	△1.57%	2014	NA	2034
第一案(免P分を国庫補助)				
・67%が個人勘定を選択	△0.96%	2016	NA	2042
第二案				
・67%が個人勘定を選択	0.13%	2010	2059	NA
・100%が個人勘定を選択	0.16%	2006	2058	NA
第三案				
・67%が個人勘定を選択	0.02%	2014	2072	NA
・100%が個人勘定を選択	0.07%	2011	2062	NA

36

Bush政権の年金改革案

- 2005年2月
- 個人勘定による社会保障給付の一部を代行する提案
- 財政均衡の回復についてどのような案が作成されていたかは不明
- 支持が得られず立ち消えになっている

37

財務省の論点整理メモ(1)

- Paulson財務長官の挨拶
 - －公的年金改革問題については、個人勘定と、保険料率について意見が大きく分かれたが、私自身の超党派的な対話から一致する点もたくさんあることに気がついた
 - －すべての人が問題の深刻さを認め、解決のための原則や政策のいくつかについては多くの人が賛同した
 - －この対話を発展させるため、財務省としては共通の基盤に着目し、率直な問題の分析と改革の可能性を示唆する論点整理メモを公表していくことにした
- 財務省の危機感
 - －2008年財政報告書によれば2017年に一般会計が用意しなければならない現金は、USD237億、2020年にはUSD1,068億、2030年にはUSD4,714億と急速に増大する

38

(参考)

2008年財政報告書による収支見通し

年次	歳入			歳出 (b)	年末積立金	(a)-(b)
	利子以外の収入(a)	利子収入	合計			
2008	702.5	117.1	819.7	623.5	2,434.7	79.0
2009	747.1	125.7	872.8	660.0	2,647.5	87.1
2010	787.3	137.6	925.0	699.6	2,872.8	87.7
2011	826.4	151.1	977.5	743.7	3,106.6	82.7
2012	866.7	165.3	1,031.9	793.4	3,345.2	73.3
2013	908.2	179.7	1,087.8	848.8	3,584.2	59.4
2014	950.1	194.0	1,144.2	908.3	3,820.2	41.8
2015	993.9	208.1	1,201.9	971.6	4,050.5	22.3
2016	1,039.6	222.2	1,261.8	1,039.0	4,273.4	0.6
2017	1,087.1	236.8	1,323.9	1,110.8	4,486.4	-23.7
2020	1,241.6	275.4	1,517.0	1,348.4	5,042.8	-106.8
2030	1,914.1	294.0	2,208.1	2,385.5	5,098.7	-471.4
2040	2,954.5	38.3	2,992.8	3,762.1	227.4	-807.6

39

財務省の論点整理メモ(2)

● 財務省の主張

— 財政の不均衡はできるだけ早く、かつ、なるべく生涯収入の高い人が多く負担する方法で解消すべきである

・過去にさかのぼって解消することは不可能であり、現実的ではないので、現在世代、および将来世代で解消すべき

・改革を遅らせるほど世代間の不公平が生じる

● 改革の視点

— 世代間の公平性に配慮すること

— 世代内の公平性を確保すること・・・所得再分配が維持されること

— 給付の十分性を確保すること

— 積立金が本当の役割を果たすこと

40

財務省の論点整理メモ(3)

- 世代間の公平性を測る指標

$$\text{生涯純給付率} = \frac{(\text{給付現価}) - (\text{保険料現価})}{\text{給与現価}}$$

－生涯純給付率がマイナスの場合、その絶対値を生涯純保険料率と呼ぶ(多くの世代で生涯純給付率はマイナスである)

- 世代内の公平性を測る指標

$$\text{世代内再分配指標} = \frac{\text{当該者の生涯純保険料率}}{\text{平均収入の者の生涯純保険料率}}$$

- 給付の十分性を測る指標

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{給付額}}{\text{21-65歳の間の再評価後平均収入}}$$

41

財務省の論点整理メモ(4)

- 積立金が本当の役割を果たすための改革案

- －(第一案)希望する者に対し個人勘定による代行を認める。
- －(第二案)事務コストの抑制のため、第一案で運用の選択肢は設けない案
- －(第三案)OASDI信託基金の積立金を株式を含めた資本市場で運用する案
- －(第四案)OASDI信託基金の積立金を市場性のある国債で運用する案

- 給付水準の削減方法

- －(第一案)経過措置として一時期物価スライドに切り換える案
- －(第二案)AIMEの高い部分に物価スライドを適用する案

(注)通常の賃金スライドをした上で実質賃金上昇率で割り戻せば物価スライドになる

42

AAA社会保障委員長のコメント

- AAA(American Academy of Actuaries)はアメリカ連邦議会や連邦政府に対し、定期的に証言や情報提供を行い、法案等に対しコメントを行う
- Mr. Ken Buffin(Chairman of AAA Social Security Committee)の財務省論点整理メモに対するコメント(No.4までについてのコメント):
 - 非常に重要なテーマであるので、公的年金財政の長期的均衡だけでなく、給付の十分性、優先度、経済政策という観点からもコメントしたい
 - 世代間の公平性の問題は、十分配慮しなければならないが、達成できないかもしれないし、制度の存続可能性にとってそれほど重要な課題ではない
 - むしろ再分配政策の文脈では、社会連帯と給付の十分性を以て制度の公正さ(fairness)を意味するのではないか
 - 論点整理メモで「OASDIは真の終身年金であり、物価スライドが行われ、事務費も少なく済んでいる。強制適用であるため逆選択の問題もない。これは民間の会社では実現できない。」と指摘している点は評価できる。それでも途中で、「保険料率を下げても、その分貯蓄に回るだけだから、個人の老後所得に影響は少ない。」と述べたりして、混乱している。
 - 論点整理メモでは永久均衡方式による数値をベースに議論すべきとしているが、永久均衡方式の財政見通しは不確実性が増し、政策決定の根拠とするには問題点が多い。また、一方で死亡率が相当程度改善するという前提を置きながら、永久に支給開始年齢を固定した前提で出てくる財政不均衡は現実的な数値ではない。実際には、途中で必ず支給開始年齢の見直しを行うからである。
 - 論点整理メモは事実上給付の十分性について触れていない

43

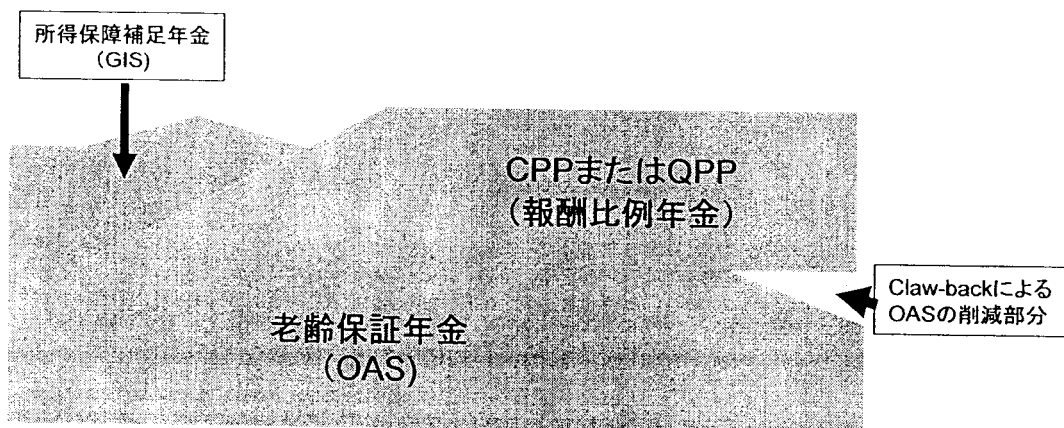
カナダ編

44

カナダの年金制度の概要

45

カナダの公的年金制度の枠組み



46

適用

- 老齢保証年金(OAS)
 - －資産調査なしの税方式による定額年金
 - －全居住者が対象
- CPP, QPP(報酬比例年金)
 - －社会保険方式による年金
 - －収入のある18－70歳の被用者(公務員、軍人を含む)、自営業者が対象
 - ・年収下限(YBE)より年収の少ない者は適用されない
 - ・YBE=CAD3,500
 - ・一定の宗教団体の聖職者、職員は適用されない
- 所得保障補足年金(GIS)
 - －OAS受給者が対象
 - －所得調査つきの税方式による補足年金

47

給付設計(1)

- OAS
 - －1952年導入;税方式
 - －支給要件:10年以上カナダに居住していること
 - －18歳以降40年居住で満額の年金
 - －満額の年金月額=CAD502.83(2008年1月現在)
 - (注)平均年収が約CAD40,000であるので、平均年収の約15%と言える
 - －給付は課税される
 - －年金額は物価スライド・・・賃金に比べ水準は低下
 - －高額所得者のOAS給付は削減される(Claw-back制度)
 - ・CAD64,178を超える収入の15%が年金給付額から削減される
 - ・CAD104,903以上の収入のある者にはOASは支給されない
 - ・これらの限度額は物価スライドされる

48

給付設計(2)

● CPP/QPP

- CPPとQPPは実質的に同じ制度(完全な通算制)
- 受給資格期間: 1年以上の拠出期間があること
- 給付算定手順

① 収入上限(YMPE)の過去5年間の平均を作る

- ・受給開始年から過去5年の平均である
- ・YMPE=CAD44,900(2008年)
- ・収入上限の平均(MPEA)と呼ばれる

② 過去の報酬月額を再評価する

- ・再評価率はMPEAをその報酬月額が属する年のYMPEで割った率

③ ②で作った報酬月額の平均を作る

④ 年金月額 = ③ × 25% × min{1, (保険料拠出年数)/40}

- 受給開始後は物価スライド
- 繰上げ、繰下げ受給の際の減額率、増額率は月0.5%

49

給付設計(3)

● GIS

- CPP/QPPの導入とともに始まった
- まず、OASの受給者でなければGISは受給できない
- 一年前の収入に応じて支給される(資産調査はない)
 - ・7月-6月の給付額が決定される
 - ・OAS, GISの給付は収入に含まれない
 - ・居住期間10年で満額
 - ・給付額 = [(OASの満額 - 実際の受給額) + (満額のGIS) - (収入月額の50%)] × min{1, (居住年数)/10}
- 満額の月額: CAD634.02(単身)、CAD418.02×2(夫婦)
- 金額は物価スライド
- 給付は課税されない
- 国外に移住した者には、移住後6か月間のみ支給される
- 本格的なCPP受給者が始まって、GIS受給者は減少傾向

50

CPPの給付設計の特色

- 受給開始までの賃金再評価の方法はドイツのポイントシステムに類似
 - ーただし、平均賃金を基準にするのではなく、収入上限を基準にする点は異なる
 - ー受給開始後は物価スライドである点は異なる
- 毎年の収入上限は比較的低い

51

保険料率

- OAS:税財源
- CPP/QPP:保険料率=9.9%(労使折半)
 - ーYBEを超える収入のうちYMPEまでの収入について賦課される
- GIS:税財源

52